

生駒市教育委員会規則第1号

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

生駒市教育委員会教育長 中 田 好 昭

生駒市教育委員会事務局組織規則等の一部を改正する規則

(生駒市教育委員会事務局組織規則の一部改正)

第1条 生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「所管」を「、所管」に改める。

第9条の見出しを「(課課長)」に改め、同条中「主幹」を「課課長」に改める。

第10条第2項中「所管」を「、所管」に改め、同条第4項中「主幹」を「課課長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(主幹)

第10条の2 課に主幹を置くことができる。

2 主幹は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

第12条の見出し及び同条第1項中「副係長、」を削り、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項を第3項とする。

第13条第4項中「主幹」を「課課長」に改める。

(生駒市教育委員会事務局事務決裁規則の一部改正)

第2条 生駒市教育委員会事務局事務決裁規則(昭和56年7月生駒市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第8号中「主幹」を「課課長」に改める。

第3条中「副係長を置く課にあつては副係長、主査を置く課にあつては主査、副係長及び主査を置く課にあつては主査」を「主査を置く課にあつては、主査」に改める。

第4条第2項を次のように改める。

2 部長不在のときは所管次長が、部長及び所管次長ともに不在のときは所管課長が、次長不在のときは所管課長が、課長不在のときは所管課課長が、課長及び所管課課長ともに不在のときは施設長又は所管課長補佐が、施設長又は課長補佐不在のときは所管主幹（幼稚園にあつては、副園長。以下この項において同じ。）が、施設長、課長補佐及び所管主幹が不在のときは、所管係長（係のない課にあつては、所管主査）がその事務を代決する。

第4条第4項中「前3項」を「第1項及び第2項」に改める。

第5条第4項中「財政課長」を「財政経営課長」に改める。

第11条の2（見出しを含む。）中「主幹」を「課課長」に改める。

第14条第1項中「主幹」を「課課長」に改める。

（生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正）

第3条 生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号イ中「主幹」を「課課長」に改め、同項第2号中ウをエとし、イをウとし、アの次に次のように加える。

イ 生駒市いじめ防止等対策審議会の委員

（生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部改正）

第4条 生駒市教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和56年7月生駒市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第1項第3号」を「第2条第1項の表」に改める。

第3条の表事務職員の項中「主幹」を「課課長」に改め、「副館長」の次に

「、主幹」を加え、「、副係長」及び「、副主事」を削り、同表技術職員の項中「主幹」を「課課長」に改め、「副館長」の次に「、主幹」を加え、「、副係長」及び「、副主事、副技師」を削る。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。